

平成 28 年度第 3 回文化財保護審議会会議要録

日 時 平成 28 年 10 月 28 日（金）午後 1 時 30 分～
場 所 市役所 6 階 601 会議室
出席者 委員 7 名 事務局 3 名
傍聴者 なし

協議内容

事務局挨拶

- 1 会長挨拶
- 2 報告事項

＜資料の確認＞

- (1) 文化財体験講座「ナイフ形石器を作ろう！」の開催結果について
→ 委員より特に意見なし

- (2) 旧小平村役場門柱移設工事の途中経過報告について
→ 委員より特に意見なし

- (3) ふるさと村園内路及び旧小川家玄関・管理棟屋根修繕について

【委員】 旧小川家玄関・管理棟屋根修繕についてですが、茅葺屋根保存協会さんに出されていらっしゃるんですが、やはり指定文化財ですので、市内の建築業者さんではなく、専門の特命随意契約で出されたのでしょうか？また、この修繕は課の方で、文化財設計コンサルタント等を介さずに行った発注なののでしょうか？発注の形態のことを分かれば教えていただきたい。去年もそうですが、ふるさと村のいろいろな建物は、かれこれ 30 年近く経っているので、だいたい個々の建物で、徐々に痛みが出てき始める時期だと思いますが、せっかくふるさと村に移築復元されている建物の修繕の計画をどのようにお考えなのか。

【事務局】 これは初めてです。平成 5 年にできて以来初めてです。

次に設計管理者ですが、たとえば、文化財保存協会ですとか、文化財工学研究所、この近くだと建文（建築文化研究所）とか、小平ではとりあえず入れていません。市の施設の維持管理・工事等を担当する施設整備課というところがあります。そこの職員が設計管理を担当して、文化財修理の実質的な担当の職員がおり、その者が設計管理をしています。一般的には専門の、外部の民間の設計管理者を入れてやるのはよくあり、ふるさと村も建文が設計管理者で、造ったときは入っています。ただ、今回の修繕に関しては、外部の

コンサルは入れていません。また今年度は、ふるさと村の中で一通り現状のどこを補修するべきか、文化財担当と施設管理担当と財団のふるさと村担当で立ち会い調査しまして、虫食いが見られるから修繕すべき等検討しまして、管理担当である財団の方で計画を立てて少しずつ補修していくようなことを検討していくという方針にはなっております。

【事務局】 補足ですが、この杉皮葺きの部分というのは、ふるさと村の管理棟のひさしの部分と、小川家住宅玄関棟ですが、裏の母屋に接続していた廊下の屋根の部分です。管理棟は平成5年に管理用に新たに造った建物ですので、文化財でも何でも無いということと、小川家玄関棟のこの部分も、①の写真で上の方にちょっとだけ茅葺が見えていますが、そこまでは玄関棟ですが、そこから母屋に行くところの屋根についてはかつての姿を留めているとは思われないので、あくまでも推定復元というところがあります。したがって、これ自身はあまり杉皮葺といっても、かつてこうだったという意味ではまったく無いので、さほど文化財としての扱いは必要としないだろうという判断もあって、我々としてもトタンでもいいのかもという話はしましたが、やはり向こうとしては管理棟のところも含めて、当初作った状態に戻すということで、修繕をしたようです。そういうこともあって、現状を見ていただければ分かると思いますが、これは現状を見ても分からないですが、竹を留めているのが釘では無くて、ステンレスのねじくぎで固定しています。実際には、竹釘とか使っていた可能性もありますが、まったく分からないので、そういうものを使うというのも事前に承知はしていませんが、そのような形で見た目重視な形でやっているという形です。ちなみに全体として、平成5年にオープンしたふるさと村でもう23年経っていますが、例えば水車小屋について見ると、復元では無くて推定復元なので移築では無いのですが、他の同様の施設についてはかなりガタが来ているにもかかわらず、10年くらいでたいい駄目になってしまうようですが、ふるさと村のは20年以上経ってもかなり状態が良いというのは水車会社さんからは聞いています。比較的、造るときにしっかり造ったということと、管理をかなりこまめにしていたということで、あのような施設としては長くもっている方だということのようです。

【委員】 文化財の修理というのは、破損状況を見ないと予算が付かないというのもあるでしょうから、こういうものは修保しなければならぬと急に出してもなかなか予算が付かないということもありますから、あるいは年次計画で3年とか5年くらいに計画を立てるとか、どのような形で修理費というのを計上していくのか？毎年計上していくのか。それとも年次計画か？

【事務局】 大体屋根の葺き替えなどについては一定のサイクルでやっていますので、葺き替えというか差し茅をしながら大規模に葺き替えるのは大体何年毎ですと

か、差し茅はどのくらいのサイクルでやるというのを大まかな計画は長いスパンで作って有るようです。それとは別に、突然出てきたような物についても基本的には一定の修繕費というものを、指定管理者に年間で予算化しておいて、その範囲でやっています。(園外路)についても、予算が有る範囲でやったので、一部しかできなかつたという状況でした。やむを得ず発生したものについては相談しながら、次の年度とかという形で補いつつ行っています。

【委員】 (計画的と緊急的と)二段構えの予算を組むことを考えていかないと駄目だと思います。修繕というのは、その端を踏まえ、よく調整しながら予算確保していくといいと思います。

【事務局】 伝統的な古民家というのは、どうしても細かいところが少しずつほころびが生じていくので、それを早いうちに修繕すれば修繕料も高く掛からずに済む。現場を見て、例えば土塀の一部が崩れているとか、全体を把握して緊急性の高いもの低いものを付けて計画を立てて予算要求をしていった方が、一気に出すよりもやりやすい。

【委員】 自身の子供の頃の体験ですが、杉皮葺きの差し茅等はみんな自分で作っていました。ですから、そんなに恒久的な施設では無い。茅葺屋根となると専門職人の仕事になる。この前も言いましたが、母屋と小屋等、建物の格や場所によって葺き方や材料が違う訳で、それも一つの文化だと思います。ですから、小屋の屋根を立派過ぎるものにする必要があるかどうかと思います。文化財修復専門業者に修繕を依頼すると、相当格の高いものに付いたのではないかという気がします。小平の建築屋さんはやり方知らないから、文化財建造物の修繕はやれないと思います。昔は皆農家だったら杉皮を買ってきて自分で葺いて、それで出来上がりです。その程度のものでした。

【委員】 茅葺屋根も無くなったし、古民家も無くなったし、もともとは屋根の修繕などは自分たちでやっていたものが、もう今はもうそれは無理ですから、解体を頼むことになるのでしょうけれども、茅葺を専門にしている会社は、二つくらいしか無いのです。茅葺は、茅も山茅と川茅とあって、北上川の川原が津波で駄目になってしまつて、一時ほとんど絶滅状態でしたが、このごろ復活してきました。山茅だと、この辺りですと箱根の茅を使うと思う。場所もこれだけになってしまつて、本来でしたら地場の茅を使うのだが違う地域の茅を使って修繕をしている。これは、本当のふるさとでは無くなってきている。いたし方無いですが。遺憾ながらもこういう状態に文化財がなつてしまつている。残念ですが。

【委員】 全体の雰囲気としては、文化財では無いからトタンでも、という話ができました。それはやはり、景観の雰囲気とかをよく考慮した上で、必要なら自然素材を使用する。ただ、建物の各、それは取り扱い上やはり区別していいと思う。

- 【事務局】 昔、お金の無い人というのは四ツ間も作れなくて、二ツ間の住宅も少なく無かったように聞いています。そのような二ツ間の住宅ですと、屋根も作りは簡素です。委員のおっしゃる通りで、少し考慮をしてもいいかという気はいたします。
- 【委員】 郷土文化は各地域で違うので、各地域の特徴をうまく出した形で茅葺をうまく出来るかどうかというのがありますので、現在は非常に難しくなっている。
- 【委員】 屋根にぺんぺん草が生えてなどという馬鹿にした話もある。屋根に草を生やさない方法が無いのか。
- 【委員】 むしろ、芝屋根のように草を生やしてしまうと重くはなりますが、屋根は強くなるのです。

(4) 鈴木遺跡国指定史跡化推進事業について

→ 委員より特に意見なし

(5) 鈴木遺跡保存管理等用地整備事業について

- 【委員】 将来は発掘調査をする予定はありますか。
- 【事務局】 調査は基本的にしないです。現状のまま、遺跡に影響の無い状態で保存していくというのが基本的な方向になります。
- 【委員】 ずいぶん時間とお金がかかりそうですから、やはり中を掘って有るかどうかを確認しないと本当はいけないですね。
- 【事務局】 かつて有ったと思いますが、遺跡が発見される前に地下室が造られてしまって、ボイラー室ができてしまったので、その部分については、遺跡の包含されている地層よりも更に深く掘られてボイラーが設置されました。そこをもし取り除くと、周りが崩れて遺跡を含んだ土が崩れてしまいます。そのために周りを先に調査する訳にもいかないので、壁を残した状態で底に穴を開けて、埋め戻してしまうということで、地下室の壁と建物の基礎を残して、地上から出ている部分だけを解体します。

(6) 東京文化財ウィーク 2016 関連事業について

→ 委員より特に意見なし

(7) 第 27 回多摩郷土誌フェアについて

→ 委員より特に意見なし

3 議題

(1) 市内天然記念物指定の今後の方向性について

【委員】 指定候補樹木の正確な寸法と、樹木の所有者の意向を確認しておく必要があると思います。

【委員】 指定候補樹木の現状を見ると、避雷針はしょうがないですが、金属製の腹巻というのは少し気になります。信仰でしめを張っている木はいくらでもありますが。

【委員】 金属製の腹巻きは、この避雷針を取り付ける為の関連部品ではないか？

【委員】 よろしいですか。2本セットで指定した場合、1本が枯れ死したら、指定解除となるのでしょうか。

【委員】 2本でセットでなっている場合、大きい方が大事。同時に植えられたと思う。

【委員】 2本セットの場合は、2本とも枯れ死した場合は指定解除するのは仕方ないが、1本残っているのであれば、まだ指定したままでよいのではないか？

【委員】 自身で知る限りは、2本でセットに指定されている事例は知らない。夫婦樹の場合は、1本のみ指定しているものだけしか聞いたことがない。

【事務局】 次回までに事例を調査して報告します。